

新旧対照表

藤沢市安全・安心プランの手引き

改正後	現行
<p>(1 ページ) <u>令和7年度藤沢市安全・安心プラン作成の手引き 2025年(令和7年)3月</u></p> <p>(3 ページ) 助成対象は、次のすべてに該当する事業所です。 <u>・申請時点で藤沢市が援護する障がい者に計画相談支援を提供している計画相談支援事業所及び居宅介護支援事業所(事業所所在地を問わない)</u></p> <p>(5 ページ) <助成対象となる安全・安心プラン> <u>2025年(令和7年)4月1日～2026年(令和8年)3月31日の間に作成されたもの</u></p> <p>(6 ページ) <u>質問：市外の計画相談支援施設は助成の対象になりますか。</u> <u>回答：事業所所在地は問いません。藤沢市が援護する者に計画相談支援を提供する事業所であれば対象になります。</u></p> <p>以 上</p>	<p>(1 ページ) 令和6年度藤沢市安全・安心プラン作成の手引き 2025年(令和7年)2月</p> <p>(3 ページ) 助成対象は、次のすべてに該当する事業所です。 ・申請時点で藤沢市内に所在し、藤沢市民が利用している計画相談支援事業所及び居宅介護支援事業所</p> <p>(5 ページ) <助成対象となる安全・安心プラン> 2025年(令和7年)2月12日～2025年(令和7年)3月31日の間に作成されたもの</p> <p>(6 ページ) 質問：市外の施設は対象になりますか。 回答：居住地や通所先は問いません。藤沢市の援護でかつ藤沢市内の計画相談支援事業所を利用していれば対象になります。</p> <p>以 上</p>

新旧対照表

藤沢市安全・安心プラン作り方マニュアル

改訂後	現行
<p><u>(14ページ)</u> ・藤沢市は、期間限定の作成報酬（市助成金）を設置します。 ※2025年2月～2025年3月予定。（2025年2月時点。）（次年度予算案の議決により期間が延長される場合があります。）</p> <p><u>【2025年3月追記】</u> <u>2025年4月1日～2026年3月まで期間が延長されました！</u></p> <p>以 上</p>	<p><u>(14ページ)</u> ・藤沢市は、期間限定の作成報酬（市助成金）を設置します。 ※2025年2月～2025年3月予定。（2025年2月時点。）（次年度予算案の議決により期間が延長される場合があります。）</p> <p>以 上</p>